担 当 課:農林水産部畜産課

直通電話:092-643-3498

内線電話:3983

担 当 者:清水、永野

糸島市における高病原性鳥インフルエンザ(1、2例目) に係る防疫措置の終了について

糸島市における高病原性鳥インフルエンザ(県内1,2例目)については、発生農場の初動防疫措置の完了から21日を経過し、移動制限区域内(発生農場を中心とする半径3km以内)の家きん飼養農場で異常が確認されておりませんので、家畜伝染病予防法に基づき、1月18日(水)午前0時をもって、移動制限区域を解除したことをお知らせします。

併せて、糸島市内の消毒ポイントの運営を終了し、糸島市での発生事例に係る防疫 措置が全て終了となりました。

なお、古賀市の発生事例に係る防疫措置については継続中であり、引き続き、鳥インフルエンザの発生予防に取り組んでまいります。

1 移動制限区域の解除

令和5年1月18日(水)午前0時

2 消毒ポイント運営の終了

移動制限区域(1、2例目)の解除に伴い、令和5年1月18日(水)午前0時を もって以下の消毒ポイントの運営を終了しました。

番号	種類	名称	所在地
1	緊急	農場入口(第1発生農場)	糸島市
2	緊急	農場入口(第2発生農場)	糸島市
3	移動制限	糸島市三坂浄化センター	糸島市

3 その他

- (1) 国内ではこれまで家きん肉及び卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者 や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。